

★平成30年度版税務ハンドブック正誤表

書籍の該当箇所に貼り付けてご使用頂けるものもご用意しております。右欄の「貼付用」をクリックして下さい。

	誤	正	更新日	貼付用
P12	○所得拡大促進税制の改組 1.表内 適用要件① ()書き (前期の継続雇用者に対する平均給与等支給額)	→ (前期の継続雇用者に対する給与等支給額)	2018年 7月24日	
P14	○租税特別措置の適用要件の見直し 表内 税額控除が適用されない場合② ②継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額以下であること。	を下記に差し替え	2018年 7月24日	貼付用
P35	●延滞税の計算方法 ○期限後申告分に係る延滞税の計算 (2)の計算式 ÷365(C)	→ ÷365+(C)	2018年 7月24日	
P284	■年齢早見表(適用年齢簡易判定付) [平成30年用] 91	昭和1 の年齢 → 92	2018年 6月13日	

その他新たに誤表記が判明しました際には当社ホームページ内
(<http://www.control-sya.co.jp/naiyou.html/>)に掲載させていただきますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。今後ともご指導のほどよろしくお願い致します。

株式会社コントロール社

A4(等倍) サイズで印刷して、----- 切り取り線で切る。書籍の該当箇所 部分に貼り付けて下さい。

P.14 ○租税特別措置の適用要件の見直し表内税額控除が適用されない場合②を下記に差し替え

(誤)

(正) 点線で切り取ってお使いください。

○租税特別措置の適用要件の見直し (措法42の13) ▶平30.4.1 から平33.3.31までの間に開始する各事業年度において適用	所得が増加しているにもかかわらず、賃上げと国内設備投資のいずれもほとんど行っていない大企業について、研究開発税制等、生産性の向上に関連する税額控除の適用が行われないこととされました。(所得税についても同様)			
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 10%;">対象法人</td> <td>大企業(中小企業者(適用除外事業者(前三期間の所得金額の平均が15億円を超える事業者)に該当するものを除きます。)又は農業協同組合等以外の法人をいいます)</td> </tr> <tr> <td>税額控除が適用されない場合</td> <td> 大企業が次の要件のすべてに該当する場合 ①その事業年度の所得の金額が前期の所得の金額を超えること。ただし、設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度を除きます。 なお、所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とされるほか、必要な調整がされます。また、受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入等は調整されません。 ②当期の平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額以下であること。 ③国内設備投資額が減価償却費の総額の10%以下であること。 </td> </tr> </table>	対象法人	大企業(中小企業者(適用除外事業者(前三期間の所得金額の平均が15億円を超える事業者)に該当するものを除きます。)又は農業協同組合等以外の法人をいいます)	税額控除が適用されない場合
対象法人	大企業(中小企業者(適用除外事業者(前三期間の所得金額の平均が15億円を超える事業者)に該当するものを除きます。)又は農業協同組合等以外の法人をいいます)			
税額控除が適用されない場合	大企業が次の要件のすべてに該当する場合 ①その事業年度の所得の金額が前期の所得の金額を超えること。ただし、設立事業年度又は合併等の日を含む事業年度を除きます。 なお、所得の金額は、欠損金の繰越控除前の金額とされるほか、必要な調整がされます。また、受取配当等の益金不算入、外国子会社から受ける配当等の益金不算入等は調整されません。 ②当期の平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額以下であること。 ③国内設備投資額が減価償却費の総額の10%以下であること。			

②継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額以下であること。